求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止の基本方針

公益財団法人秋田市総合振興公社は、令和8年10月1日施行の改正男女雇用機会均等法に基づき、すべての求職者の人格および尊厳を尊重し、公正で健全な採用活動を推進するため「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止の基本方針」を制定しましたので、お知らせします。

記

１　求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止の基本方針

別紙のとおりです。

求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止の基本方針

公益財団法人秋田市総合振興公社は、採用活動において、すべての求職者の人格および尊厳を尊重し、ハラスメントのない公正な採用活動を推進するために厚生労働省の「事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づき、当公社における求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止の基本方針を定めました。

※本方針における「求職者」とは、当公社の新卒・中途採用選考、現場実習生、他これらに準ずる採用活動に参加する者で、当公社職員以外の者をいいます。

１　求職者に対するハラスメントに該当する行為

(1) 業務と関係のない事項に関する質問
(2) 身体的接触や、性的・差別的な発言や冗談
(3) 私的な交際や食事への誘い、またはそれに類する行為
(4) SNS アカウントや私的な連絡先を求める行為
(5) 面接後に、業務上の必要性を伴わない個人的な連絡
(6) 立場の違いを背景とした威圧的な言動や、人格を否定する行為
(7) 妊娠・出産・育児等を理由とした不利益な取扱い
(8) 面接時に容姿、婚姻状況、恋愛経験など業務に無関係な質問をすること

２　求職活動等におけるルール

(1) 面談・面接時間は、日中のみの適正な時間帯とする。
(2) 面談・面接場所は、事務所や公的な場所で行い、原則として複数名の職員で対応し、密室での一対一の状況を不可とする。
(3) 連絡手段は、代表電話および代表メールを使用し、個人の連絡先（LINE等）で直接連絡を取る行為を禁止する。

３　相談窓口

採用活動に関してハラスメント関する相談は以下の窓口をご利用ください。

ご相談内容についてはプライバシーに配慮し、相談を理由として不利益な取扱を行うことはありません。

公益財団法人秋田市総合振興公社　総務課　電話　018-829-3568
FAX　018-829-3569
メールアドレス sou-sin5404@akita-sousin.or.jp

４　発生時の対応と再発防止

ハラスメントが疑われる事案が発生した場合は、速やかに事実関係を確認します。

(1) 被害者への配慮

被害者への安全確保や行為者の謝罪を求める等

(2) 行為者への措置

採用選考から外し、懲戒処分等必要な措置を講ずる

(3) 再発防止

再発防止にむけた措置を講じ、社内での注意喚起、研修の実施